

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名:農林水産部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額 (円)	地方自治法施行令の 適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備 考
シカ糞塊密度調査の技術研修業務	R4.9.2	株式会社野生動物保護管理事務所 東京都八王子市小宮町9 2 2-7	1,581,800	第167条の2第1項第2号	同社は、これまで環境省や各都道府県の委託によりシカの個体数推定に関する様々なモニタリング調査を実施しており、本業務を確実に遂行することができる。また、令和3年度に本県の糞塊密度調査手法の導入について2回の検討会を実施した上で、本県におけるシカ糞塊密度調査手法の調査設計に携わっており、想定している糞塊調査のルート設定などを詳細に把握している。 当業務は、上記の実績を踏まえて行うものであり、効果的に研修を行うことが可能であるのは、同社のみである。	農林水産総務課	
ニホンジカ個体群動態の推定に関する業務	R4.9.2	株式会社野生動物保護管理事務所 東京都八王子市小宮町9 2 2-7	2,048,200	第167条の2第1項第2号	同社は、これまで環境省や各都道府県の委託によりニホンジカの個体数推定に関する様々なモニタリング調査を実施しており、本業務を確実に遂行することができる。また、平成25年度からの鳥根県のシカ個体数推定業務を実施しており、過去のデータと整合性を図りながら業務を遂行可能なのは、同社のみである。	農林水産総務課	
令和4年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 しまねため池保全管理サポートセンター運営 (その2)業務	R4.9.30	鳥根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	5,500,000	第167条の2第1項第2号	本業務はため池に関する技術的な支援等を行うため、高度な知識と豊富な経験が求められる。 連合会は、これまでため池の現地点検や診断を実施しているほか、その結果を連合会が管理・運営している「水土里情報システム」に登録し、管理者等からの相談等に適切かつ迅速な対応ができる唯一の団体である。	農地整備課	
鳥根県立央道湖自然館Wi-Fi環境整備業務	R4.9.30	西日本電信電話(株)鳥根支店 松江市東朝日町102番地	1,427,690	第167条の2第1項第2号	施設内に残存するLANケーブル等を有効活用し効率的な無線通信環境を構築するためには、管内の通信環境等を熟知している当該業者以外にないため。	水産課	
令和4年度 五十猛漁港漂着物回収処分業務委託	R4.9.29	黒徳建設株式会社 大田市大田町大田イ289-3	1,369,500	第167条の2第1項第2号	本業務は、漁港施設利用に支障を来している漂着物の早急な回収処分を目的としたものであり、現地状況に精通し不測の事態に対応ができ、早急な漂着物の回収処分が可能な唯一の業者であるため。	西部農林水産振興センター	